

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係/日米協議委員会開催関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732</a>

總務長官發言

沖繩復歸対策の基本方針

昭和四十五年三月三十一日  
閣議決定

総理府特別地域連絡局

昭和四十五年三月三十一日

閣議決定

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖繩の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることになる。

政府は、沖繩の祖国復帰を円滑に実現し、豊かな沖繩県の建設を期するため、次の基本方針に沿って沖繩の復帰対策をすすめることとし、その推進に際しては琉球政府をはじめとする沖繩県民の民意を充分に尊重するものとする。

一、復帰準備体制と復帰対策の概要

1. 復帰準備体制

- (1) 総理府は、復帰準備施策の策定、これに関する関係省庁の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事務の総合調整を主管する。

総理府におかれている沖繩復帰対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」という。）

に当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要なに応じて分科会を設ける。

沖繩事務所は、復帰準備に関し、琉球政府との連絡調整、沖繩現地における関係資料の収集分析及び調整の実施その他具体的な施策の実施に関する事務を行なう。

(2) 外務省は、施政権返還前に沖繩において実施する復帰準備施策のうち、その実施につき施政権者たる米国政府との協議調整を行なう必要があるものについて、当該協議調整に関する事務を主管する。

復帰準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、この原則及び指針に従い、沖繩現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する対米協議は準備委員会で行なわれる。

## 2. 復帰対策の概要

(1) 復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置には次のものがある。

イ 沖繩県及び沖繩におかれることとなる地方支分部局等の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎ準備

ロ 本土法令の適用準備

ハ 公社、公庫その他公的団体の取

ニ 公有財産及び米國資産の引継ぎ準備

ホ 通貨の切替準備

ヘ 地位協定の適用準備

(2) 以上の復帰対策をすすめるにあたり、次の点に考慮を払うものとする。

イ 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して必要に応じ暫定特例措置を講ずること。

ロ 沖縄の復帰に関し、その経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。

ハ 施政権返還協定締結交渉の進展との調整を図ること。

(3) なお、施政権返還前の沖縄において措置しておくべき施策については、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。

イ 沖縄県の設置に備えて、本土制度に準じて整備しておく必要がある行財政等の諸制度については、復帰前に必要な準備措置を講じておくこと。

ロ 教育、社会保障のように、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。

ハ 産業経済に関する制度については、沖縄の経済、社会の実態を考慮しつつ、でき

る限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう所要の措置を講ずること。

ニ 公共施設等の整備については、沖縄の経済、社会の実情、整備の緊要性を勘案しつつ、類似県の水準等を参考として計画的にその推進を図ること。

ホ これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

## 三 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政権のそとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ効率的に推進する必要がある。これがため、政府は、

1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基本的な施策を策定するものとする。
2. 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進（既存企業の近代化、合理化を促進するための適切な育成措置を含む。）、生活環境施設、福祉施設及び文教施設等の整備を図ることとする。

3. これらの施策を計画的かつ効率的に進ずるために必要な立法上、財政上の措置を講

るものとする。

三 復帰対策の策定及び復帰準備事務のすすめ方

1. 復帰対策の重要問題については沖縄復帰対策閣僚協議会の議を経て決定されるものとする。

2. 総理府は、復帰対策の策定にあたり、担当官会議を通じて関係省庁と意見及び事務の調整を図るものとする。

3. 外務省は、復帰準備に関する対米協議をすすめるに当り、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

4. 各省庁は当該省庁に係る沖縄に関する事務を総括する担当者を置くこととし、当該省庁に係る復帰準備に関連する事務については担当官会議における調整を経てこれを行なうものとする。

5. 復帰準備に関する琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他沖縄現地における具体的な施策の実施に関する事務は、総理府及び沖縄事務所を通じて行なうものとする。

#### 四 復帰準備の目標

政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実現するため、諸般の準



備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要とする (イ) 施政権返還協定 (ロ)  
本土法令の適用に伴う暫定特例措置に関する立法及び (ハ) 沖縄の経済、社会の開発、  
発展を図るための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを目途と  
してその準備をすすめるものとする。

沖繩に関する日米協議委員会第十九回会合における  
山中総務長官発言

# 一 沖繩復帰対策の基本方針等について

去る三月三十一日、日本政府が閣議決定をいたしました

「沖繩 復帰対策の基本方針」につきまして、その概要  
を、説明申し上げます。

この基本方針は、沖繩の復帰対策を策定、推進する  
にあつての日本政府の基本的な考え方をとりまとめる  
とともに、その推進体制を明確にすることを目的  
として作成されたものであります。

その内容について申し上げます。

オ一に、日本政府の沖繩復帰準備体制につきましては、復  
帰準備に係る内政的事項に内しては、総理府が中心となり、  
総理府におかれております沖繩復帰対策各省庁担当官  
会議を固めて関係各省庁間の連絡、調整を図りつつこれを  
推進することとし、対米交渉を必要とする諸問題につき  
ましては、外務省が本協議委員会及び沖繩に設置さ

これを復帰準備委員会を通じてこれを処理することとした  
こととなります。

次に、日本政府が行なうべき主要な復帰準備措置の  
内容を明らかにするとともにこれをすすめるにあたって考  
慮を払うべき事項をいたしあげて、

1 本土法令の適用に際しては、沖縄の経済、社会の実態  
の特殊性を考慮し必要に応じて暫定特例措置を  
講ずること

2 沖縄の本土との格差を是正し、かつ豊かな沖縄県の  
建設を期するため、長期的な視野に立つた沖縄の経  
済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を  
策定し、これを計画的かつ競争的に推進するため  
必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする

3 施政权返還前の沖縄において措置しておくべきであ  
る一体化施策については、その対象を行政、教育、  
社会保障、産業を初め、各般の分野に拡大するこ  
とにより、その全体的、効果的な実施を促進する

ため、琉球政府に対し所要の財政援助及び技術援助  
を行なうに、かつ、人事交流等の措置を講ずること  
を明らかにしてあります。

何れにしましても、これらの復帰準備をすすめる  
にあたっては、施政权返還協定締結交渉の進展と歩調  
を合せていくことは勿論であります。日本政府としては  
ましては、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の  
復帰が実現されることを目標としていたしまして諸般の  
準備をすすめることにもなるべく早い機会にこの基本  
方針に基づき沖縄復帰対策の具体的な内容を固めて  
参りたいと考えている次第であります。

なお、この際に沖縄の軍力縮小問題について一言付言  
しておきたいと存じます。

人員削減問題に関連して、在沖縄赤軍と全軍方との  
間に昨年未決案継続しておりました異常な事態が  
日米両国政府の緊密な協力と両当事者の協力と良識  
ある判断により一石の解決をみたことは同慶に堪え

ないところであります。

しかし、午直について事態がなお流動的である事情を  
考慮するとき、今後とも一層軍労務者の雇用制度の  
改善についての検討を含む諸措置について日米両国が  
適切に対処していく必要があると考へるものであり  
ます。

## 二 国会議員等の渡航の自由化について

本土と沖縄との間の渡航の自由化問題につきましては、  
これまで本協議委員会及び日米両事務当局の間でその  
手続の簡素化について積極的な話し合いがもたれ相当  
の成果を収めてきたところでありますが、昨秋の日米  
首脳会談で沖縄の本土復帰が具体化し、かつ、才十五回  
の協議委員会における基本的な合意に基づいて沖縄  
住民の国政参加が実現する運びになりつつある現況  
にかんがみ、この際当該立法に関連して沖縄におきま  
ておられる予定の沖縄住民代表を含む日本国国会議員の  
本土・沖縄間の渡航については、原則としてその制限を

概察する方向を早急に検討せしめざるべし。時宜を  
不た措置であるを考ふるものなり。